

# 平成30年度 第8回葛飾区農業委員会総会議事録

(平成30年11月19日)

1 日 時 平成30年11月19日(月) 午前10時30分

2 場 所 テクノプラザかつしか 第2会議室

3 出欠席

出席者【委員】 委員 木下 憲明  
委員 若林 武人  
委員 柴田 清  
委員 清水 慶治郎  
委員 志田 實  
委員 石田 實  
委員 清水 克幸  
委員 持田 昌弘  
委員 佐野 慶一  
委員 伊藤 よしのり  
委員 くぼ 洋子  
委員 前田 芳幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威  
産業経済課長 安井 喜一郎  
経済企画係長 鈴木 正明  
経済企画係員3名 阪元 栗木 久保

4 議 事 (1)開会  
(2)議案  
(3)報告事項等  
(4)その他  
(5)閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から平成30年度第8回葛飾区農業委員会総会を開会いたします。  
庶務報告を【事務局】からお願いします。

**【事務局】**

本日の出席委員は 12 名です。農業委員会法第 27 条3項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立いたします。

**【議長】**

それでは、議事(議案第2号)について事務局よりお願いします。

**【事務局】**

議案第2号についてお手元の資料によりご説明いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてでございます。生産緑地法第 10 条の規定に基づき買取申出をする生産緑地について、買取申出事由の死亡が生じた土地所有者「A」が主たる従事者に該当するかについて、相続人である「B」より証明願が出されたものです。

またこれに付属する案件といたしまして、報告事項の(6)「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」をご覧ください。葛飾税務署より調査が農業委員会会長あてにございました。相続税の納税猶予を受けていた「A」の所有する農地について、その利用状況を回答するものでございます。

こういった調査が届いていることも勘案しつつ、「A」が主たる従事者であるかをお諮りさせていただきます。尚、農地の現況については、担当委員様より補足説明をお願いできればと存じます。

**【委員】**

11 月 14 日に現地を確認したところ、一部除草をした形跡はありますが、なかなか畑とは言いにくい状況となっています。今年9月に実施した農地パトロールでも荒れている状況を確認しました。また平成 29 年7月に現地へ赴いた際には、「A」の自作及びネギの作付を確認できましたが、「A」は高齢による体調不良であると聞いており、一部管理が行き届いていない状況でした。その際、「A」のご子息に対し、納税猶予適用農地における農地の管理について注意するとともに、農業応援サポーター制度や JA のお手伝い制度もご案内しましたが、改善されなかったようです。

**【議長】**

少なくとも平成 29 年の7月までは耕作している様子は確認できたが、その後は高齢及び体調不良でなかなか畑に出られなくなり、休耕状態となった、という趣旨の回答をすることでやむを得ませんね。しかしながら、「A」が当該農地における主たる従事者であったことは間違いないので、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」については証明書を発行したいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第2号について主たる従事者証明を発行いたします。

続きまして、議事(3)報告事項等を事務局よりお願いします。

**【事務局】**

それでは、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

次に、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、ご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、税務調査資料の提供について、ご報告させていただきます。本件は、葛飾都税事務所より生産緑地の課税適正化を行うため、地方税法第20条の11に基づいて、農業委員会あてに、管理不十分な生産緑地に関する情報提供の依頼があったものです。

管理不十分な生産緑地については、本年9月に実施しました農地パトロールにてリストアップし、生産緑地所有者あて文書指導を行ったところでございます。文書指導に記載の「改善期日」は11月30日となっておりますため、改善期日後に再度現地を確認し、次回の農業委員会総会の際に情報提供の是非を確認したいと存じます。

報告事項につきましては、以上でございます。

**【議長】**

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

**【委員】**

管理不十分な生産緑地の所有者に対してはあらためて指導を行っていきたいと思います。

**【議長】**

それでは引き続き、(4)その他報告事項について**【事務局】**よりお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、資料1をご覧ください。「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討」についてご説明いたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料2「生産緑地指定基準(案)」についてご説明いたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料3「農事調停事件 期日経過報告書」についてご説明をいたします。

(別紙にて説明)

**【議長】**

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

**【委員】**

資料1について、都市農地においては直売所が非常に重要だと考えるので、直売所等の施設

も相続税納税猶予が受けられるよう東京都農業会議へ要望の提案をしましょう。

【議長】

他に何かございますか。

(意見なし)

それではこれにて、平成 30 年度第 8 回葛飾区農業委員会総会を閉会いたします。